土木工事共通特記仕様書

平成１７年度以降

平成17年４月

東北地方整備局

目　次

第１編　共　通　編 6
第１章　総　　則 6
第１節　総　　則 6
１－１－１　主任技術者 6
１－１－２　監理技術者 7
１－１－３　技術者詳細経歴書 7
１－１－４　工事カルテ作成，登録 7
１－１－５　建設副産物 7
１－１－６　特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置 8
第２章　土　　工 8
第１節　土工一般 8
２－１－１　土及び岩の分類 8
２－１－２　道路土工 9
第２編　材　料　編 9
第１章　土木工事材料 9
第１節　鋼　　材 9
１－１－１　落石防止柵の亜鉛めっき 9
１－１－２　トンネル吹付コンクリート補強金網 10
１－１－３　トンネルロックボルト 10
第２節　セメントコンクリート製品 10
１－２－１　インターロッキングブロック 10
１－２－２　コンクリート法留（プレキャスト製品） 11
第３節　瀝青材料 12
１－３－１　アスファルト注入材料 12
１－３－２　アスファルト混合物 13
第４節　塗　　料 13
１－４－１　区画線 13
第５節　その他 14
１－５－１　河川護岸用吸い出し防止シート 14
１－５－２　無収縮モルタル 15
１－５－３　トンネル防水工 15
１－５－４　雑石（沈石用）の確認 16
第３編　土木工事共通編 16
第１章　総　　則 16
第１節　総　　則 16
１－１－１　請負代金内訳書及び工事費構成書 16
１－１－２　出来形図及び出来形部分の数量 16
１－１－３　土木工事施工管理基準 17

１－１－４　施工管理 17
１－１－５　提出書類の様式 19
１－１－６　交通安全管理 19
１－１－７　交通誘導員 19
１－１－８　建設機械 19
１－１－９　低入札価格調査制度による調査 20
１－１－10　品質証明（社内検査）制度 20
１－１－11　中間技術検査 20
１－１－12　創意工夫実施状況の提出 201
１－１－13　特定調達品目 201
第２章　一般施工 21
第１節　一般舗装工 21
２－１－１　プルーフローリング 21
２－１－２　粒　　度 21
２－１－３　コンクリート舗装養生剤 21
２－１－４　石　　粉 22
第２節　足場工 22
２－２－１　手すり先行型足場 22
第６編　河　川　編 22
第１章　総　　則 22
第１節　仮量水標 22
１－１－１　水位の観測 22
第２節　護岸法覆工 22
１－２－１　法覆工及び法留工 22
１－２－２　連節ブロック張工 22
１－２－３　かごマット 23
１－２－４　かごマット（多段積み） 26
１－２－５　特殊かごマット（被覆鉄線使用） 29
第３節　標　示　版 32
１－３－１　護　　岸 32
１－３－２　水門、樋門、樋管 32
第７編　河川海岸編 33
第１章　総　　則 33
第１節　標示板 33
１－１－１　標示板 33
第８編　砂　防　編 33
第１章　総　　則 33
第１節　仮量水標 33
１－１－１　水位の観測 33
第２節　コンクリート堰堤 33

１－２－１　モルタル……33
１－２－２　間　詰　工……34
１－２－３　水抜暗渠工……34
第１０編　道　路　編……34
第１章　舗　　装……34
第１節　アスファルト舗装工……34
１－１－１　骨　　材……34
１－１－２　マーシャル安定度基準値……35
１－１－３　動的安定度……35
１－１－４　配合設計……35
１－１－５　締固め度……36
第２節　ブロック舗装工……36
１－２－１　インターロッキングブロック舗装……36
第３節　踏掛版工……36
１－３－１　施　　工……36
第４節　排水性舗装工……36
１－４－１　材　　料……36
１－４－２　排水性混合物の目標値……36
第２章　鋼橋上部……37
第１節　橋梁現場塗装工……37
２－１－１　材　　料……37
２－１－２　橋梁塗装塗替……37
第２節　床　版　工……37
２－２－１　床　版　工……37
第３節　橋梁付属物工……37
２－３－１　伸縮装置工……37
２－３－２　架設用付属物……37
２－３－３　名版及び橋歴板……37
第３章　コンクリート橋上部……38
第１節　橋梁付属物工……38
３－１－１　伸縮装置工……38
３－１－２　名版及び橋歴板……38
第４章　トンネル……38
第１節　掘　　削……38
４－１－１　掘削（ＮＡＴＭ）……38
第２節　支　保　工……38
４－２－１　支保工間隔……38
４－２－２　ロックボルト……38
第３節　覆　　工……38
４－３－１　防水工……38

第４節　その他の工事 39
４－４－１　覆工厚の刻示 39
第５節　矢板工法 41
４－５－１　掘　削（矢板工法） 41
第５章　道路維持 42
第１節　セメントコンクリート舗装補修 42
５－１－１　再　注　入 42
第２節　アスファルト舗装補修 42
５－２－１　打　換　工 42
第３節　路肩及び法面 42
５－３－１　除草一般 42
第４節　植　　栽 42
５－４－１　植　栽　工 42
第５節　災害応急処置 43
５－５－１　災害応急処置 43

1．土木工事共通特記仕様書（以下「共通特記仕様書」という。）は、東北地方整備局が発注する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事その他これに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下契約約款を含み「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行を図るものである。

2．仕様書の記載内容の優先は、「土木工事特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書（土木工事共通仕様書）」の順とする。

第１編　共　通　編

第１章　総　　則

第１節　総　　則

１－１－１　主任技術者

1．請負者は、特記仕様書で工事種別を一般土木工事と指定された場合は、下表に示す資格を有する主任技術者を配置しなければならない。

請負金額	主任技術者	
16,000万円以上	1.	工事の主任技術者は次の(イ)、(ロ)又は(ハ)に掲げるものでなければならない。
	(イ)	建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。
	(ロ)	技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る)又は林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る)とするものに合格した者。
	(ハ)	建設大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。
	2.	主任技術者を通知する場合には「土木施工管理技士及び建設機械施工技士にあっては合格証明書、技術士にあっては合格証明書又は合格証」の写しを、建設大臣認定者にあっては認定書の写しを添付するものとする。
16,000万円未満 4,500万円以上	1.	工事の主任技術者は次の(イ)、(ロ)又は(ハ)に掲げるものでなければならない。
	(イ)	建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は、一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。
	(ロ)	技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る)又は林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る)とするものに合格した者。
	(ハ)	建設大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。
	2.	主任技術者を通知する場合には「土木施工管理技士及び建設機械施工技士にあっては合格証明書、技術士にあっては合格証明書又は合格証」の写しを、建設大臣認定者にあっては認定書の写しを添付するものとする。

2．施工途中の主任技術者及び監理技術者の変更については、下記のいずれかに該当する場合は、協議により変更できるものとする。

1）技術者のやむを得ない事情（病気，退職，死亡，その他の理由等）により変更が必要と総括監督員が認めたとき。

2）工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で工場製作が完了したとき。

3）工事の主体部分が完成した場合等で変更しても支障がないと総括監督員が認めたとき。

4）以下に該当する場合で工場の進捗状況等現場の施工実態，施工体制等を考慮し

て、支障がないと総括監督員が認めたときで当初工期経過後。

①発注者が都合により工事中止等が行われ工期延長がされたとき。

②発注者が都合により当初の工期に対して大幅（３ヶ月程度以上）な工期延長が行われたとき。

上記により途中変更を行う場合は下記により対応すること。

ア．後任技術者について資格及び資格取得後の経験年数を同等以上（前任技術者の経験年数以上または５年以上の経験年数）とするとともに、前任技術者と同等以上の施工経験を有すること。

なお、一般競争入札方式、公募型指名競争入札方式、工事希望型指名競争入札方式により入札を行った工事の後任技術者の施工経験については、当該工事の技術資料提出時に記載した配置予定技術者の条件を満足するものとする。

イ．技術者の変更に際し、引継に必要な期間について新旧技術者の重複を行い、継続的な業務が遂行できるようにすること。

引継に必要な期間は１年以内の工期の工事においては７日間程度、１年を超えて２年以内の工期の工事においては１４日間程度、２年を超える工期の工事については１ヶ月間程度を目安とする。

ウ．原則として同一履行年度内に技術者の変更を複数回行わないこと。

１－１－２　監理技術者

１．工事請負契約書第１０条に定める監理技術者の通知にあたっては、建設業法第２６条４項に定められた者を選任しなければならない。なお、監理技術者資格者証の写しを添付するものとする。

（注）監理技術者を配置する工事は、特定建設業のうち建築工事業以外で下請契約の合計が３，０００万円以上の工事である。

１－１－３　技術者詳細経歴書

請負者は、請負金額５，０００万円以上の工事については、契約書第１０条に基づき提出する経歴書に、「技術者詳細経歴書」を添付するものとする。

１－１－４　工事カルテ作成，登録

土木工事共通仕様書第１編１－１－５における「工事カルテ」の登録は、フロッピーディスクによる登録のほか、公衆回線を通じたオンラインにより登録することが出来る。

１－１－５　建設副産物

１．請負者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物、土砂、砕石を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画書を所定の様式（様式(7)）に基づき作成し、契約締結後14日以内に監督職員に提出しなければならない。なお、再生資源利用計画書は施工計画書に添付するものとする。

２．請負者は、コンクリート塊、建設発生木材、アスファルトコンクリート塊、建設

汚泥、建設複合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、建設発生土を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画書を所定の様式（様式(8)）に基づき作成し、契約締結後14日以内に監督職員に提出しなければならない。なお、再生資源利用促進計画書は施工計画書に添付するものとする。

3．請負者は、再生資源利用計画書及び、再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録し監督職員に、提出しなければならない。

4．請負者は、設計図書に建設副産物情報交換システムの登録対象工事と明記された場合は施工計画書作成時、工事完成時および登録情報に変更が生じた都度、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書の内容について当該システムに情報登録するものとする。なお、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。

5．請負者は、設計図書に建設発生土情報交換システムの登録対象工事と明記された場合は工事実施にあたり、土量、土質、土工期等に変更が生じた都度、当該システムのデータ更新を行うものとする。なお、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。

１－１－６　特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

1．請負額が５００万円以上の工事については、請負者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。」に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、工事請負契約書「７　解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と請負者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

2．請負者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年５月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- 再資源化等が完了した年月日
- 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- 再資源化等に要した費用

第２章　土　　工

第１節　土工一般

２－１－１　土及び岩の分類

1．土及び岩の契約分類は、共通仕様書（土木工事共通仕様書）分類を次のとおりとする。

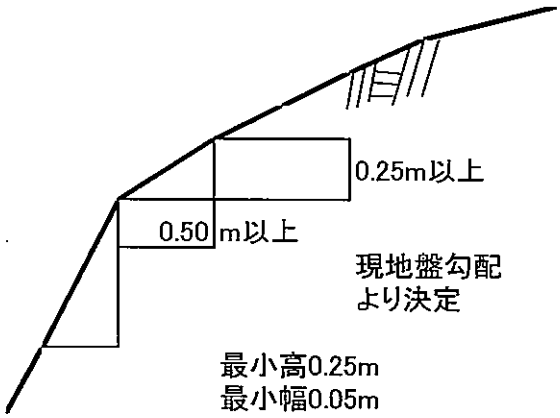
イ）土砂はＡ分類

ロ）岩はＣ分類

２－１－２　道路土工

１．請負者は、１：４より急な勾配を有する岩盤上に盛土を行う場合には、特に指示する場合を除き下記により段切を行い、盛土と現地盤との密着を図り滑動を防止しなければならない。

現地盤が岩の場合



２．路床最終仕上げ後、路床全体にわたって、少なくとも１回、タイヤローラーその他承諾を受けたゴム輪車両で、プルーフローリングを行わなければならない。この場合、プルーフローリングに使用する車輌のタイヤ接地圧は、3.5kg/c㎡以上でなければならない。

第２編　材　料　編

第１章　土木工事材料

第１節　鋼　　材

１－１－１　落石防止柵の亜鉛めっき

１．亜鉛めっき地肌のまま使用する場合の支柱及び取付金具類は、製品加工後溶融亜鉛めっきを施したものとする。

２．亜鉛付着量は、支柱の場合ＪＩＳⅡ８６４１「溶融亜鉛めっき」２種（ＨＤＺ55）の550g/㎡（片面付着量）以上とし、取付金具類は、同じく２種（ＨＤＺ35）の350g/㎡（片面付着量）以上とする。

３．ひし形金網は、ＪＩＳG3552の規格によるものとし、亜鉛付着量は、Ｚ種Ｇ３以上とする。

４．ケーブルの亜鉛付着量は、素線に対して300g/㎡以上とする。

１－１－２　トンネル吹付コンクリート補強金網

１．吹付けコンクリートの補強金網は構造用溶接金網150×150×φ5（ＪＩＳG3551）とする。

１－１－３　トンネルロックボルト

１．ロックボルトの材質及び強度は次表のとおりとするものとする。

地　山　分　類	ロックボルト材質
B，CⅠ，先打ちボルト	異形棒鋼同等品以上（耐力117.7KN以上）
CⅡ，DⅠ，DⅡ，DⅢ	ねじり棒鋼同等品以上（耐力176.5KN以上）

注）耐力は、ネジ部の降伏点耐力である。

第２節　セメントコンクリート製品

１－２－１　インターロッキングブロック

１．インターロッキングブロックの規格は次表のとおりとし、請負者は、これを証明する試験成績表を監督職員に提出しなければならない。

	種　　類	曲げ強度	透水係数
強度	普通インターロッキングブロック	50kgf/cm^2 (5N/mm^2) 以　上	—
	透水性インターロッキングブロック	30kgf/cm^2 (3N/mm^2) 以　上	1×10^{-2} (0.1mm/sec) cm/sec
	植生用インターロッキングブロック	40kgf/cm^2 (4N/mm^2) 以　上	—
厚さ	普通、植生用 インターロッキングブロック	±3mm	
	透水性インターロッキングブロック	＋5，－1mm	
寸法	普通、透水性、植生用 インターロッキングブロック	±3mm	

注）　インターロッキングブロックの形状その他により曲げ強度試験ができない場合はコアによる圧縮強度試験を行い、圧縮強度が普通インターロッキングブロックおよび化粧インターロッキングブロックにおいては、330kgf/cm^2(32N/mm^2)以上、透水性インターロッキングにおいては、170kgf/cm^2(17N/mm^2)以上でなければならない。

２．請負者は、ブロックの色彩・パターンについて、監督職員の承諾を得るものとする。

１－２－２　コンクリート法留（プレキャスト製品）

１．引用規格

引用規格を、次に示す。

JIS A 1108　コンクリートの圧縮強度試験方法
JIS A 1132　コンクリートの強度試験用供試体の作り方
JIS A 5011　コンクリート用スラグ骨材
JIS A 5308　レディーミクストコンクリート
JIS A 6201　フライアッシュ
JIS A 6204　コンクリート用化学混和剤
JIS G 3112　鉄筋コンクリート用棒鋼
JIS G 3532　鉄線
JIS G 3551　溶接金網
JIS R 5210　ポルトランドセメント
JIS R 5211　高炉セメント
JIS R 5212　シリカセメント
JIS R 5213　フライアッシュセメント

２．品質

①　外観

法留は、使用上有害なきず、ひび割れ、欠け、反りなどがあってはならない。

②　圧縮強度

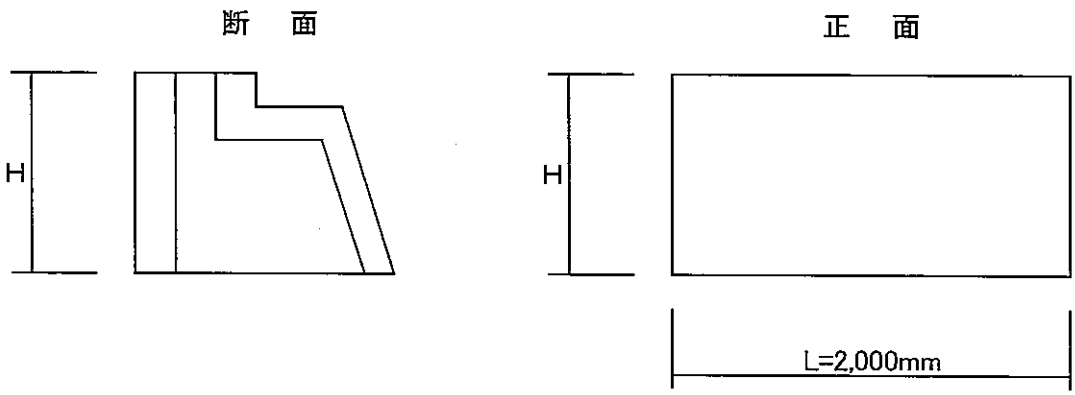
法留のコンクリートの圧縮強度の下限規格は、出荷時において24N／㎟とする。

３．規格及び寸法の許容差

法留の規格及び寸法の許容差は、図１及び表１のとおりとする。

鉄筋のかぶり（鉄筋を使用する場合）は、20㎜以上とする。ただし、端面及び目地部については、この限りではない。さらに、鉄筋の端部にキャップスペーサーなどで防せい被覆がなされている場合も、この限りではない。

図1　形状及び寸法



① 水抜き孔は適宜設けてもよい。

② 面取り、切欠きのような、形状に影響を与えず強度を損なわない程度の加工は、差し支えない。本体の重心位置に、製品の強度に影響を及ぼさない程度の大きさのつり孔を設けてもよい。

表1 寸法の許容差

	高さ (H)	長さ (L)
許 容 差	± 5	± 6

4．材料

次の項目については、JISA5345に準ずる

① セメント

② 骨材

③ 水

④ 鉄筋（鉄筋使用製品のみ規定）

⑤ 混和材料

5．製造方法

① 水セメント比

コンクリートの水セメント比は、60%以下とする。

以下、項目についてはJISA5345に準ずる。

② 空気量

③ アルカリ骨材反応の抑制対策

④ 塩化物量

⑤ 材料の計量

⑥ 成形

⑦ 養生

6．試験方法

① 圧縮強度

法留の圧縮強度の試験は、法留に用いたコンクリートから製作した供試体による。この場合の試験方法は、JISA1108によるものとし、その供試体の製作は、次のいずれかによる。

（1） JISA1132または、JISA1132による供試体と相関関係が確認できる方法。

（2） 上記によりがたい場合は、振動と加圧とを組み合わせて製作する。

また、養生方法は、法留の養生とできるだけ同じ条件とする。

第3節 瀝青材料

1－3－1 アスファルト注入材料

1．注入材料は、ブロンアスファルトとしてJISK2207～1969規格によるものとし、針入度は20～30とする。

１－３－２　アスファルト混合物

１．請負者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを監督職員に提出するものとし、アスファルト混合物の材料に関する品質証明書、試験成績表、品質管理試験結果の提出及び試験練りは省略できるものとする。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験基準
アスファルト舗装	材料	必須	共通仕様書「品質管理基準」の全項目	事前審査による認定書の提出
		その他	共通仕様書「品質管理基準」の全項目	
	プラント	必須	配合試験	
			混合物のアスファルト量抽出 混合物の粒度分析試験 温度測定（混合物）	共通仕様書「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理
			基準密度の決定	事前審査による認定書の提出
		その他	共通仕様書「品質管理基準」の全項目	共通仕様書「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理

第４節　塗　　料

１－４－１　区画線

１．区画線に使用する材料の種類及び規格は次表のとおりとする。

種類		規格	標準使用量		摘要
			ペイント	ガラスビーズ	
常温型	W＝15cm	路面標示用塗料 JIS K 5665 1種	50 ﾘｯﾄﾙ/km	1号 39kg/km	
〃	W＝20cm	〃	67 ﾘｯﾄﾙ/km	〃 52kg/km	
〃	W＝30cm	〃	100 ﾘｯﾄﾙ/km	〃 78kg/km	
加熱型	W＝15cm	路面標示用塗料 JIS K 5665 2種	70 ﾘｯﾄﾙ/km	1号 59kg/km	
〃	W＝20cm	〃	93 ﾘｯﾄﾙ/km	〃 79kg/km	
〃	W＝30cm	〃	140 ﾘｯﾄﾙ/km	〃 118kg/km	
溶融型	W＝15cm	路面標示用塗料 JIS K 5665 3種1号	390 kg/km	散布1号 25kg/km	プライマーの標準使用量 25kg/km塗布

種類		規格	標準使用量		摘要
			ペイント	ガラスビーズ	
溶融型	W＝20cm	路面標示用塗料 JIS K 5665 3種1号	520 kg/km	散布1号 33kg/km	プライマーの標準使用量 33kg/km塗布
〃	W＝30cm	〃	780 kg/km	〃 50kg/km	〃 50kg/km塗布
〃	W＝45cm	〃	1,170 kg/km	〃 75kg/km	〃 75kg/km塗布
水性型	W＝15cm	路面標示用塗料 JIS K 5665 1種	50 ﾘｯﾄﾙ/km	1号 39kg/km	溶媒として揮発性有機化合物を5%(以下)含まず、水を使用するものとする。
常温型	W＝15cm	路面標示用塗料 JIS K 5665 1種	39 ﾘｯﾄﾙ/km	1号 30kg/km	仮区画線用

〔注〕ガラスビーズは、JIS R 3301(路面標示用塗料用ガラスビーズ)1号

2．区画線の使用材料の確認については、監督職員の指示する方法により確認しなければならない。

3．区画線溶融型の塗布厚は1.0mmとする。

第５節　その他

１－５－１　河川護岸用吸い出し防止シート

1．河川護岸用吸い出し防止シートの品名については、使用に先立ち監督職員の承諾を得なければならない。

2．河川護岸用吸い出し防止シートの品質は、次表の規格に適合した「河川護岸用吸い出し防止シート評価書」（建設大臣認可）を有しているシートとする。なお、上記評価書を有しているシートとする。なお、上記評価書を有していない製品についても「公的機関による技術証明書」を有しているシートについては、使用できるものとする。

吸い出し防止シートの規格値

項目	規格	備考
厚さ	10mm以上	
開孔径	0.2mm以下	
引張り強度	1.0tf/m以上	縦・横方向
科学的安定性(強度保持率)	70%以上130%以下	JIS K 7114準拠(PH5～9)
耐候性(強度保持率)	70%以上130%以下	JIS A 1410、A 1415準拠
密度	0.12g/cm^{3}以上	JIS L 3204
圧縮率	12%以下	JIS L 3204
引張強さ	1.0tf/m以上	JIS L 3204
伸び率	50%以上	JIS L 3204
耐薬品性	不溶解分90%以上	JIS L 3204
透水係数	0.01cm/s以上	JIS L 3204

１－５－２　無収縮モルタル

１．無収縮モルタルの品質規格は次表のとおりとする。

項　　目	規　格　値	試　験　方　法
コンシステンシー（流下時間）	セメント系：８±２秒	J_{14}ロート試験
ブリージング	練り混ぜ2時間で2%以下	JIS A 1123
凝結時間	始発：1時間以上 終結：10時間以内	ASTMC403
膨張収縮率	材令7日で収縮なし	土木学会「膨張材を用いた充てんモルタルの施工要領（案）」附属書
圧縮強度	材令3日：250kgf/cm^{2}以上（25N/mm^2） 材令28日：450kgf/cm^{2}以上（44N/mm^2）	JIS A 1108 供試体　径5cm　高さ10cm

１－５－３　トンネル防水工

１．覆工コンクリートのひびわれ対策及び防水工に使用する材料は、透水性緩衝材（t=3mm）と防水シート（t=0.8mm以上）の組み合わせされたものとし、使用にあたっては、監督職員の承諾を得るものとする。

２．防水工に使用する防水シートは、厚さ0.8mm以上のビニールシート等とし、次表に示す規格に合格したものとすること。

項　　目	試　験　法	規　格　値
比　　重	JIS K 6773	0.95±0.05
硬　　さ	JIS K 6773	98以下
引張強さ（kgf/cm^2）	JIS K 6773	20℃で160以上 －10℃で300以上
伸　　び（％）	JIS K 6773	20℃で160以上 －10℃で300以上
引裂強さ（kgf/cm^2）	JIS K 6301	50以上
耐薬品性（アルカリ）質量変化率（％）	JIS K 6773	±1以下
耐熱老化性質量変化率（％）	JIS K 6773	±1以下
脆化温度（℃）	JIS K 6301	－30以下

１－５－４　雑石（沈石用）の確認

雑石（沈石用）は張立により確認するものとし、大きさについては、規定した重量の形の異なったものそれぞれ３個以上を見本石として現場に置き、観察により確認するものとする。

第３編　土木工事共通編

第１章　総　則

第１節　総　則

１－１－１　請負代金内訳書及び工事費構成書

１．請負代金内訳書は、主任監督員がＦＤ等により貸与する電子データに必要事項の入力を行うものとする。

２．必要事項の入力にあたっては、主任監督員が支給する「請負代金内訳書書式データの入力説明書（請負者用）」に基づき行うものとする。

３．請負代金内訳書の提出は、紙で出力した請負代金内訳書に捺印したもの、及び入力済みの電子データ（ＦＤ等）の両方を主任監督員に提出するものとする。

１－１－２　出来形図及び出来形部分の数量

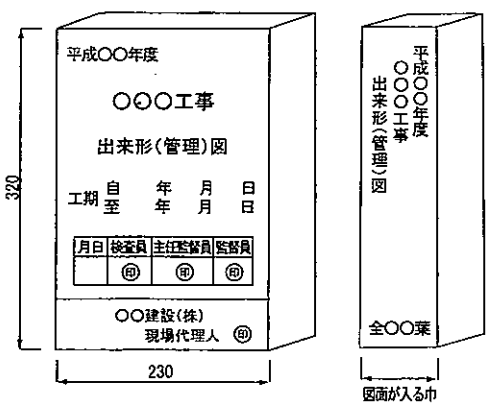
１．工事の出来形部分の数量計算書は既済部分検査及び監督職員が指示した場合に作成するものとする。

２．出来形図は、検査（完成，既済部分，中間技術）時に作成するものとし、設計図（変更図面含む）又はその縮小図等を使用し作成する図面とする。図面は、原則として寸法表示されている構造図等（配筋図等は不要）及び、位置図、工事設計数量総括表、平面図、標準図等を用い、設計寸法と対比し出来形寸法を朱書で記入するとともに出来形部分を着色する。但し同一図面内で、図示されているものの全てが出来形である場合は、出来形部分の着色を省略することができる。

なお、出来形図にかえて出来形結果表にとりまとめることができる。

３．出来形図（管理）等の保存出来形（管理）図及び数量計算書は、工事完成後、原則として図面箱（白ボール紙製）入れとし提出するものとする。

図　面　箱



１－１－３　土木工事施工管理基準

１．出来形管理

請負者は、土木工事施工管理基準　５．管理項目及び方法　（２）出来形管理において、出来形測定結果表又は出来形図のほかに主たる工種については、ばらつきが判断できる資料として、出来形管理表（様式東－（４））及びヒストグラムを作成し提出するものとする。

２．品質管理

請負者は、土木工事施工管理基準　５．管理項目及び方法　（３）品質管理において、試験結果表のほかに、必須試験については、ばらつきが判断できる資料として、工程能力図及びヒストグラムを作成し提出するものとする。

また、測定数が１０点以上の場合で、無筋・鉄筋コンクリート、瀝青安定処理・アスファルト舗装工及びコンクリート舗装工等の場合は、その管理内容に応じて、管理図（Ｘ－Ｒｓ－Ｒｍ管理図等及び度数表）による工程の管理を行うものとする。

３．工事写真

請負者は、土木工事施工管理基準　７．その他　（１）工事写真において、１）工事の適正な品質確保の観点から、工事の施工段階及び工事完成後明視出来ない箇所（不可視部分）の施工状況、出来形寸法、品質管理状況については、写真管理基準（案）の撮影頻度で確認できるようにするものとし、監督職員及び検査職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

１－１－４　施工管理

１．請負者は、下記構造物については建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）により、資料等を提出しなければならない。

１）対象構造物

Ａ　(生) コンクリート

無筋･鉄筋	対　象　構　造　物	摘　　要
無筋コンクリート	イ）　橋台、橋脚 ロ）　海岸構造物(ただし、基礎、裏込及び根固めを除く) ハ）　コンクリート格子張工(ただし、基礎、裏込及び根固めを除く) ※河川工事のみ ニ）　砂防ダム(堤体、側壁及び水叩) ホ）　トンネル覆工	
鉄筋コンクリート	イ）　橋台、橋脚 ロ）　杭類(場所打杭、井筒基礎等) ハ）　橋梁上部工、擁壁工(H＝2．0m以上) ニ）　堰、水門、樋門、樋管 ホ）　函渠工(内空断面2．0㎡以上) ヘ）　水路(内巾＝2．0m以上)	

B　コンクリート二次製品

二　次　製　品　名	摘　要
イ）函渠工(内空断面2．0㎡以上) ロ）杭類(留杭等除く) ハ）桁類 ニ）プレキャスト擁壁(H＝2．0m以上) ホ）プレキャスト格子張工	

2．請負者は、下記構造物についてはコンクリートの耐久性向上仕様書により、資料等を提出しなければならない。

1）対象構造物

A　(生) コンクリート

無筋・鉄筋	対　象　構　造　物		摘　要
	塩化物総量規制	アルカリ骨材反応	
無筋コンクリート		イ）橋台、橋脚 ロ）海岸構造物(堤防・消波ブロック) ハ）河川構造物(護岸、根固めブロック) ニ）砂防ダム(堤体、側壁及び水叩) ホ）擁壁工	
鉄筋コンクリート	イ）橋台、橋脚 ロ）杭類(場所打杭、井筒基礎等)、擁壁工 ハ）橋梁上部工(床版・ ニ）函渠工、水路(内空断面積1．0㎡以上) ホ）水門、樋門、樋管、堰	イ）橋台、橋脚 ロ）杭類(場所打杭、井筒基礎等)、擁壁工 ハ）橋梁上部工(床版・ ニ）函渠工、水路 ホ）水門、樋門、樋管、	
―	・コンクリート舗装 ・トンネル覆工 ・吹付コンクリート	・コンクリート舗装 ・トンネル覆工 ・吹付コンクリート	

B　コンクリート二次製品

二　次　製　品　名		摘　要
塩化物総量規制	アルカリ骨材反応	
イ）函渠類（鉄筋コンクリート、PCボックスカルバート）	イ）函渠類（鉄筋コンクリート、PCボックスカルバート）	
ロ）杭類（遠心力鉄筋コンクリートくい、A5310、プレストレストコンクリートくい、A5335、A5337）	ロ）杭類（遠心力鉄筋コンクリートくい、A5310、プレストレストコンクリートくい、A5335、A5337）	
ハ）桁類（プレストレストコンクリート橋けた、A5313、A5316）	ハ）桁類（プレストレストコンクリート橋けた、A5313、A5316）	
ニ）擁壁類（鉄筋コンクリートL型）	ニ）擁壁類（鉄筋コンクリートL型）	
ホ）管渠類（遠心力コンクリート管、A5303，コア式プレストレストコンクリート管、A5333）	ホ）管渠類（遠心力コンクリート管、A5303，コア式プレストレストコンクリート管、A5333）	
	ヘ）境界ブロック、積ブロック、歩道板、側溝等	

１－１－５　提出書類の様式

１．請負者の提出書類の様式については、様式集によるものとするが、記載内容が網羅されている場合は任意の様式を使用することができる。

１－１－６　交通安全管理

１．請負者は、現道工事の作業終了後は、機械及び材料等を速やかに車道外に搬出し、必要に応じ一般交通に支障ないよう保安施設等必要な処置を講じなければならない。

２．請負者は供用中の道路に係わる工事の施工にあたっては東北地方建設局道路工事保安設置基準（案）を遵守するものとする。

１－１－７　交通誘導員

請負者は、交通誘導にあたっては警備業法施行規則第２６条による教育の履歴者、建設業協会等が主催する建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者あるいは交通誘導警備検定（１級または２級）の合格者を配置するものとし、教育の実施状況、受講証等の写し等確認出来る資料を監督職員に提出するものとする。

１－１－８　建設機械

１．工事の施工にあたり使用する建設機械の操作方式は、建設機械に関する技術指針（平成３年10月８日付け建設省経機発第247号、最終改正平成10年３月31日付け建設省経機発第37号）による。

２．排出ガス対策型建設機械工事の施工にあたり使用する建設機械は、建設機械に関する技術指針（平成３年10月８日付け建設省経機発第247号、最終改正平成10年３月31日付け建設省経機発第37号）により指定された建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成７年度建設技術評価制度公募

課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・照明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械（平成16年９月１日までに装着したものに限る。）と同等と見なす。但し、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置した建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

１－１－９　低入札価格調査制度による調査

１．施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

①　予算決算及び会計令第85号の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、請負者は、事務所長等の求めに応じて、施工体制台帳を事務所長等に提出しなければならない。

②　①の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを事務所長等から求められたときは、請負者の支店長、営業所長等は応じなければならない。

２．施工計画書の内容のヒアリング

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを事務所長等から求められたときは、請負者の支店長、営業所長等は応じなければならない。

３．工事コスト調査

①　請負者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。なお、調査票等については別途監督職員から指示するものとする。

②　請負者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）について、費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、請負者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

１－１－10　品質証明（社内検査）制度

品質証明（社内検査）制度対象工事と指定された工事は、共通仕様書（土木工事共通仕様書）第３編、土木工事共通編１－１－８品質証明により行うものとする。なお、社内検査員は複数名定めることはできるが、検査時の立会は代表者１名でも可とする。

（書式は、現場代理人等通知書及び工事経歴書を準用する。）

１－１－11　中間技術検査

特記仕様書で中間技術検査の対象工事となった場合は共通仕様書（土木工事共通仕様書）第３編、土木工事共通編１－１－10技術検査によるもののほか下記によるものとする。

1．検査時に確認できる完成部分（部分完成を含む）については、設計図面を複写して色分け（完成部分を赤色）して１部提出する。なお、この図面は中間技術検査で確認済みの証しとなるものである。

2．この検査により確認した出来形部分の工事目的物の引き渡しは行わないものとし、請負者において引き渡しまで善良に管理するものとする。

１－１－12　創意工夫等実施状況の提出

請負者は、工事施工において、自ら立案した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完成時までに所定の様式により提出することができる。

１－１－13　特定調達品目

請負者は、工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成１６年３月１６日一部変更閣議決定）に定められた特定調達品目（以下、「特定調達品目」という。）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

請負者は、特定調達品目を使用した場合は、調達実績を、監督職員の指示する集計方法で、工事完了後（監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。

第２章　一般施工

第１節　一般舗装工

２－１－１　プルーフローリング

1．請負者は、下層路盤及び上層路盤の最終仕上げ後、路盤表面全体にわたって、少なくとも１回、承諾をうけたゴム輪車輌で、プルーフローリングを行わなければならない。

2．プルーフローリングに使用する車輌のタイヤ接地圧は、5.2kg/cm２以上でなければならない。

3．歩道、路肩及び取付坂路の、プルーフローリングは、監督職員の承諾を得て省略することができるものとする。

２－１－２　粒　　度

1．粒度調整路盤工の材料は、監督職員の承諾を受けた、中央混合プラントで混合しなければならない。

２－１－３　コンクリート舗装養生剤

1．コンクリート舗装養生剤の種類は監督職員の承諾を得て使用するものとする。

２－１－４　石　　粉

１．コンクリート舗装石粉塗布の場合は、石粉と水を混合したものを３㎏/㎡程度とし、石粉と水の混合比は、重量で１：１とする。

第２節　足　場　工

２－２－１　手すり先行型足場

枠組足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省　平成１５年４月）」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した足場に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。

第６編　河　川　編

第１章　総　　則

第１節　仮量水標

１－１－１　水位の観測

１．請負者は施工に先立ち、施工箇所付近に仮量水標を設置し、施工期間中１日１回以上、水位の観測を行い、その記録を備えておかなければならない。

なお、出水時等に、監督職員の指示する場合は、毎時観測を行うものとする。

２．監督職員が指示した場合は、水位記録の一覧表又は図表等にとりまとめ、これを提出しなければならない。

第２節　護岸法覆工

１－２－１　法覆工及び法留工

１．請負者は、法覆工及び法留工の施工において、遮水シートを設置する場合には法面を平滑に仕上げてから布設しなければならない。

又、シートの重ね合わせ及び端部の接着は、ずれ、剥離等のないように施工するものとする。

２．遮水シートと法留工及び隔壁、小口止工との接着方法については監督職員の承諾を得るものとする。

１－２－２　連節ブロック張工

１．連節ブロックの配列、連結鉄筋の配列及び溶接方法については、監督職員の承諾を得るものとする。

なお、連結鉄筋は、φ９㎜（大型連節ブロックを使用する場合はφ13㎜）とし、溶接する場合の溶接長は10cm以上とする。

1－2－3　かごマット

1．かごマットの材質、規格及び仕様については、図面及び以下によるものとする。
なお、以下に示す規格以外の線材等を用いた製品を使用する場合は、これと同等品以上のものを使用出来るものとし、監督職員と別途協議するものとする。

① 金網の規格寸法は下表のとおりとする。

かごマット用かご網の規格表（かご厚・50cm）

部 材 名	網線径	枠及び骨線径	網目径	使用線材名
蓋 金 網	5.0mm	6.0mm	菱形65mm	粗面メッキ鉄線（網線のみ） 滑面メッキ鉄線（枠・骨線）
その他の金網	4.0mm	6.0mm	菱形100mm	滑面メッキ鉄線

かごマット用かご網の規格表（かご厚・30cm）

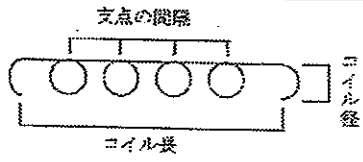
部 材 名	網線径	枠及び骨線径	網目径	使用線材名
蓋 金 網	4.0mm	5.0mm	菱形65mm	粗面メッキ鉄線（網線のみ） 滑面メッキ鉄線（枠・骨線）
その他の金網	3.2mm	4.0mm	菱形75mm	滑面メッキ鉄線

② 線材の品質規格等は１，２及び３に適合するものとする。

③ 網線と枠線との結び合わせは、１．５回以上直接巻き付けた形式で、線端末は内面に向けるものとする。ただし、蓋金網の端部については１．５回以上巻きとするが、リング状に加工してもよいものとする。また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない。

④ 連結の方法はコイル式としコイルの規格は下表のとおりとする。コイルで連結する長さは、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、および全構造の外周部については接続長の全長を連結するものとする。その他の部分は接続長の1/2以上（１本/m）を連結するものとする。また、連結終了時のコイル線の両端末は内側に向けるものとする。

連結コイル線

線 径	コイル径	連結支点の間隔	コイル長	
5mm以上	50mm以下	80mm以下	（高さ方向30cm） （その他）50cm以上	

※（ ）内は、かご厚30cmの場合

2．線材の品質・規格及び管理試験等は下表によるものとする。

①滑面メッキ鉄線(本体金網部及び蓋の枠･骨線)

試験場所	試験項目	規　格　値	試験方法	試験の頻度
メッキ工場	線　径	{3.2±0.09mm, 4.0±0.10mm, 5.0±0.12mm, 6.0±0.12mm} ※1	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
	引張強さ	290N/mm2以上	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
	ねじり特性	JISG3547の4.3	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
	巻付け性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
	メッキ成分	アルミ10%以上 亜鉛90%以下	原子吸光分析法又はICP発光分析法	5巻線に1回
	メッキ付着量	300g／m2以上	JIS H 0401準拠	5巻線に1回
公的機関	線　径	{3.2±0.09mm, 4.0±0.10mm, 5.0±0.12mm, 6.0±0.12mm} ※1	JIS G 3547準拠	200巻線に1回
	引張強さ	290N/mm2以上	JIS G 3547準拠	200巻線に1回
	メッキ成分	アルミ10%以上 亜鉛90%以下	原子吸光分析法又はICP発光分析法	200巻線に1回
	メッキ付着量	300g／m2以上	JIS H 0401準拠	200巻線に1回

（1巻線とはメッキ工場における製造単位をいい約1tとする。）

※1:{ } 書きは30cm規格、〔 〕書きは50cm規格

②粗面メッキ鉄線(蓋金網部)

試験場所	試験項目	規 格 値	試験方法	試験の頻度
メッキ工場	線 径	{ 4.0±0.10mm } ※1 〔 5.0±0.12mm 〕※1	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
	引張強さ	290N/mm^{2}以上	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
	ねじり特性	JISG3547の4.3	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
	巻付け性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻付け著しい亀裂及び剥離を生じない	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
	メッキ成分	亜鉛87%以下 ※2 アルミ11%以上 マグネシウム2%以上	原子吸光分析法又はICP発光分析法	5巻線に1回
	メッキ付着量	220g／m^{2}以上※2	JIS H 0401準拠	5巻線に1回
公的機関	線 径	{ 4.0±0.10mm } ※1 〔 5.0±0.12mm 〕※1	JIS G 3547準拠	200巻線に1回
	引張強さ	290N/mm^{2}以上	JIS G 3547準拠	200巻線に1回
	メッキ成分	亜鉛87%以下 ※2 アルミ11%以上 マグネシウム2%以上	原子吸光分析法又はICP発光分析法	200巻線に1回
	メッキ付着量	220g／m^{2}以上※2	JIS H 0401準拠	200巻線に1回

(1巻線とはメッキ工場における製造単位をいい約1tとする。)

※1:{ } 書きは30cm規格、〔 〕書きは50cm規格

※2:メッキ成分が「亜鉛90%以下、アルミニウム10%以上」の場合は、メッキ付着量は660g/m^{2}以上とする。

3．蓋金網の粗面性に関する品質・規格及び管理試験等は設計図書によるものとする。

4．現場搬入時のかご網ユニット製品については、底網、蓋網、側網および仕切網ごとに、そのユニットの網線に使用した線材の製造過程におけるメッキ工場名およびメッキ線製造年月日を記載した「表示標」をつけること。

5．現地においては、施工面積2,000m2ごと、または2,000m2に満たない場合は1工事単位ごとに、監督職員が1枚摘出して指示する「表示標」に記載されている線材及びその線材を用いた蓋金網の粗面性について、各々に該当する工場における品質試験結果を提出すること。

さらに、同「表示標」に示されている線材番号に近い番号の線材並及びその線材を用いた蓋金網の粗面性に関する公的機関における品質試験成績証明書を提出すること。

6．枠線、骨線、コイル線について、1工事単位ごとにメッキ工場、公的機関における品質試験結果を提出すること。

7．生産表示と品質試験内容について、別途立ち入り等による検査を行うことがある。

１－２－４　かごマット（多段積み）

１．かごマットの材質、規格及び仕様については、図面及び以下によるものとする。

なお、それ以外に示す規格以外の線材等を用いた製品を使用する場合は、これと同等品以上のものを使用出来るものとし、監督職員と別途協議するものとする。

①　金網の規格寸法は下表のとおりとする。

かごマットの規格表（かご厚・50cm）

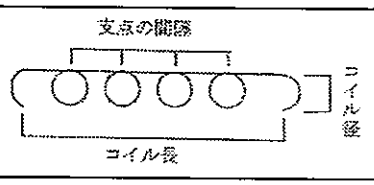
部　材　名	網線径	枠及び骨線径	網目径	使用線材名
蓋　金　網 前　平　網	5.0mm	6.0mm	菱形65mm	網線・・粗面メッキ鉄線 枠・骨線・滑面メッキ鉄線
前　直　網	5.0mm	6.0mm	菱形65mm	滑面メッキ鉄線
その他の金網	4.0mm	6.0mm	菱形100mm	滑面メッキ鉄線

②　線材の品質規格等は１，２及び３に適合するものとする。

③　網線と枠線との結び合わせは、１.５回以上直接巻き付けた形式で、線端末は内面に向けるものとする。ただし、蓋網の端部については１.５回以上巻きとするが、網目６５ｍｍの場合で、径５ｍｍの網線の枠線（６ｍｍ）への結束は、リング状に加工してもよいものとする。この場合の巻付け回数は１.５回以上とし、リングの径は極力小さくすること。また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない。

④　連結の方法はコイル式とし下表のとおりとする。また接続長の全長を連結するものとし、底網や表面にでない側網については接続長の１／２以上（１本／ｍ）を連結すること。連結終了時のコイル両端の線端末は内側に向けるものとする。

連結コイル線

線　径	コイル径	連結支点の間隔	コイル長	
5mm以上	50mm以下	80mm以下	50cm以上	

2．線材の品質・規格及び管理試験等は下表によるものとする。

①滑面メッキ鉄線(本体金網部及び蓋の枠・骨線)

試験場所	試験項目	規　格　値	試験方法	試験の頻度
メッキ工場	線　径	4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
	引張強さ	290N/mm2以上	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
	ねじり特性	JISG3547の4.3	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
	巻付け性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
	メッキ成分	アルミ10%以上 亜鉛90%以下	原子吸光分析法又はICP発光分析法	5巻線に1回
	メッキ付着量	300g／m2以上	JIS H 0401準拠	5巻線に1回
公的機関	線　径	4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	JIS G 3547準拠	200巻線に1回
	引張強さ	290N/mm2以上	JIS G 3547準拠	200巻線に1回
	メッキ成分	アルミ10%以上 亜鉛90%以下	原子吸光分析法又はICP発光分析法	200巻線に1回
	メッキ付着量	300g／m2以上	JIS H 0401準拠	200巻線に1回

（1巻線とはメッキ工場における製造単位をいい約1tとする。）

②粗面メッキ鉄線(蓋金網・前平鋼)

試験場所	試験項目	規 格 値	試験方法	試験の頻度
メッキ工場	線 径	5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
	引張強さ	290N/mm^{2}以上	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
	ねじり特性	JISG3547の4.3	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
	巻付け性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻付け著しい亀裂及び剥離を生じない	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
	メッキ成分	亜鉛87%以下 ※1 アルミ11%以上 マグネシウム2%以上	原子吸光分析法又はICP発光分析法	5巻線に1回
	メッキ付着量	220g／m^{2}以上※1	JIS H 0401準拠	5巻線に1回
公的機関	線 径	5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	JIS G 3547準拠	200巻線に1回
	引張強さ	290N/mm^{2}以上	JIS G 3547準拠	200巻線に1回
	メッキ成分	亜鉛87%以下 ※1 アルミ11%以上 マグネシウム2%以上	原子吸光分析法又はICP発光分析法	200巻線に1回
	メッキ付着量	220g／m^{2}以上※1	JIS H 0401準拠	200巻線に1回

(1巻線とはメッキ工場における製造単位をいい約1tとする。)

※1:メッキ成分が「亜鉛90%以下、アルミニウム10%以上」の場合は、メッキ付着量は660g/m^{2}以上とする。

3．蓋金網、蓋前網の粗面性に関する品質・規格及び管理試験等は設計図書によるものとする。

4．製品については、底網、蓋網、前直網、前平網、後直網および仕切網ごとに、網線に使用した線材のメッキ工場名およびメッキ線製造年月日を記載した「表示標」をつけること。

5．現地においては、施工面積2,000m^{2}ごと、または2,000m^{2}に満たない場合は1工事単位ごとに、監督職員が1枚摘出して指示する「表示標」に記載されている線材及びその線材を用いた蓋金網、前平網の粗面性について、各々に該当する工場における品質試験結果を提出すること。

さらに、同「表示標」に示されている線材番号に近い番号の線材並及びその線材を用いた蓋金網の粗面性に関する公的機関における品質試験成績証明書を提出すること。

6．線、骨線、コイル線について、工事単位ごとにメッキ工場、公的機関における品質試験結果を提出すること。

7．生産表示と品質試験内容について、別途立ち入り等による検査を行うことがある。

１－２－５　特殊かごマット（被覆鉄線使用）

１．かごマットの材質、規格及び仕様については、図面及び以下によるものとする。

①　金網の規格寸法は下表のとおりとする。

なお、それ以外に示す規格以外の線材等を用いた製品を使用する場合は、これと同等品以上のものを使用出来るものとし、監督職員と別途協議するものとする。

かごマット用かご網の規格表（かご厚・50cm）

部材名	網線径		枠及び骨線径		網目径
	外形	心線径	外形	心線径	
蓋金網	5.0mm	4.0mm	6.0mm	5.0mm	菱形65mm
その他の金網	4.0mm	3.2mm	6.0mm	5.0mm	菱形100mm

かごマット用かご網の規格表（かご厚・30cm）

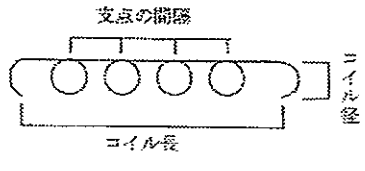
部材名	網線径		枠及び骨線径		網目径
	外形	心線径	外形	心線径	
蓋金網	4.0mm	3.2mm	5.0mm	4.0mm	菱形65mm
その他の金網	3.2mm	2.6mm	4.0mm	3.2mm	菱形75mm

②　線材は亜鉛＋アルミ合金メッキ線にポリエチレン系の合成樹脂を押出し方式により被覆した線とし、品質規格等は２に適合するものとする。

③　網線と枠線との結び合わせは、１．５回以上直接巻き付けた形式で、線端末は内面に向けるものとする。ただし、蓋金網の端部については１．５回以上巻きとするが、リング状に加工してもよいものとする。また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない。

④　連結の方法はコイル式としコイルの規格は下表のとおりとする。コイルで連結する長さは、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、および全構造の外周部については接続長の全長を連結するものとする。その他の部分は接続長の1/2以上（１本/m）を連結するものとする。また、連結終了時のコイル線の両端末は内側に向けるものとする。

連結コイル線

線径	コイル径	連結支点の間隔	コイル長	
5mm以上	50mm以下	80mm以下	(高さ方向30cm) (その他)50cm以上	

※（　）内は、かご厚30cmの場合

2．線材の品質・規格及び管理試験等は下表によるものとする。

①心線部(亜鉛＋アルミ合金メッキ線)

	試験場所	試験項目	規 格 値	試験方法	試験の頻度
心線部	メッキ工場	線 径	{2.6±0.09mm 3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm} ※1	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
		引張強さ	390N/mm2以上	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
		巻付け性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
		メッキ成分	アルミ10%以上 亜鉛90%以下	原子吸光分析法又はICP発光分析法	5巻線に1回
		メッキ付着量	300g／m2以上	JIS H 0401準拠	5巻線に1回
	公的機関	線 径	{2.6±0.09mm 3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm} ※1	JIS G 3547準拠	200巻線に1回
		引張強さ	390N/mm2以上	JIS G 3547準拠	200巻線に1回
		メッキ成分	アルミ10%以上 亜鉛90%以下	原子吸光分析法又はICP発光分析法	200巻線に1回
		メッキ付着量	300g／m2以上	JIS H 0401準拠	200巻線に1回

（1巻線とはメッキ工場における製造単位をいい約1tとする。）

※1:{ } 書きは30cm規格、〔 〕書きは50cm規格

②被覆線部(ポリエチレン系樹脂被覆線)

	試験場所	試験項目	規 格 値	試験方法	試験の頻度
被覆線	被覆工場	線径(外径)	{3.2±0.12mm, 4.0±0.12mm, 5.0±0.14mm, 6.0±0.14mm} ※1	JIS G 3543準拠	10巻線に1回
		最小被膜厚さ	{3.2・0.20mm, 4.0・0.27mm, 5.0±0.34mm, 6.0±0.34mm} ※1	JIS G 3543準拠	10巻線に1回
		接着強さ	容易に剥離しないこと	被覆線から被覆材を心線に達するまで両面を削り取り被覆線に対して90°の角度で引き剥がす。	10巻線に1回
		巻付け性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない。	JIS G 3543準拠	10巻線に1回
		耐候性	WS形3,000時間	JIS G 3543準拠	設計時　初期
		耐塩水性(塩水噴霧)	1,000時間　以上(亀裂が入らない)	JIS Z 3271準拠	1年に1回
	公的機関	線　径	{3.2±0.12mm, 4.0±0.12mm, 5.0±0.14mm, 6.0±0.14mm} ※1	JIS G 3543準拠	400巻線に1回
		最小被膜	{3.2・0.20mm, 4.0・0.27mm, 5.0±0.34mm, 6.0±0.34mm} ※1	JIS G 3543準拠	400巻線に1回
		接着強さ	容易に剥離しないこと	被覆線から被覆材を心線に達するまで両面を削り取り被覆線に対して90°の角度で引き剥がす。	400巻線に1回
		巻付け性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない。	JIS G 3543準拠	400巻線に1回
		被覆材の材質	ポリエチレン系樹脂	JIS K 0117	400巻線に1回

(1巻線とはメッキ工場における製造単位をいい約500kgとする。)

※1:{ } 書きは30cm規格、〔 〕書きは50cm規格

3．現場搬入時のかご網ユニット製品については、底網、蓋網、側網および仕切網ごとに、そのユニットの網線に使用した線材の製造過程における「メッキ工場名とメッキ線製造年月日」及び「被覆工場名と被覆線製造年月日」を記載した「表示標」をつけること。

4．現地においては、施工面積2,000㎡ごと、または2,000㎡に満たない場合は１工事単位ごとに、監督職員が１枚摘出して指示する「表示標」に記載されている線材について、各々に該当する工場における品質試験結果を提出すること。

さらに、同「表示標」に示されている線材番号に近い番号の線材に関する公的機関における品質試験成績証明書を提出すること。

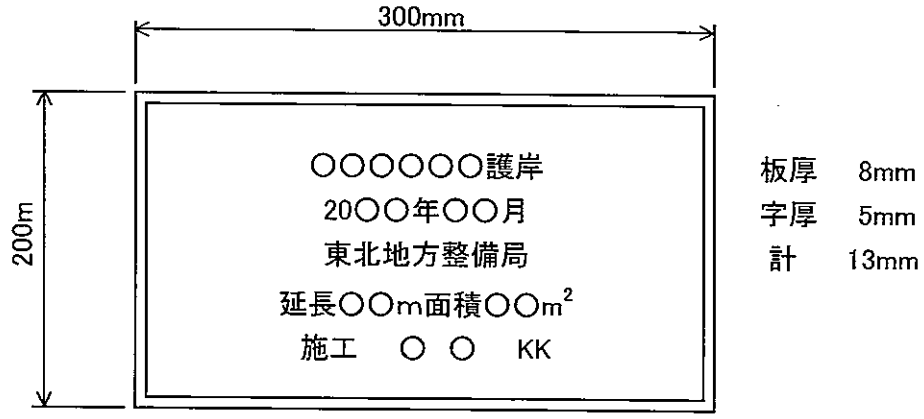
5．枠線、骨線、コイル線について、工事単位ごとにメッキ工場、公的機関における品質試験結果を提出すること。

6．生産表示と品質試験内容について、別途立ち入り等による検査を行うことがある。

第３節　標　示　版

１－３－１　護　　岸

1．標示版の材質は、青銅鋳物を原則とし、寸法及び記載事項は下図のとおりとする。

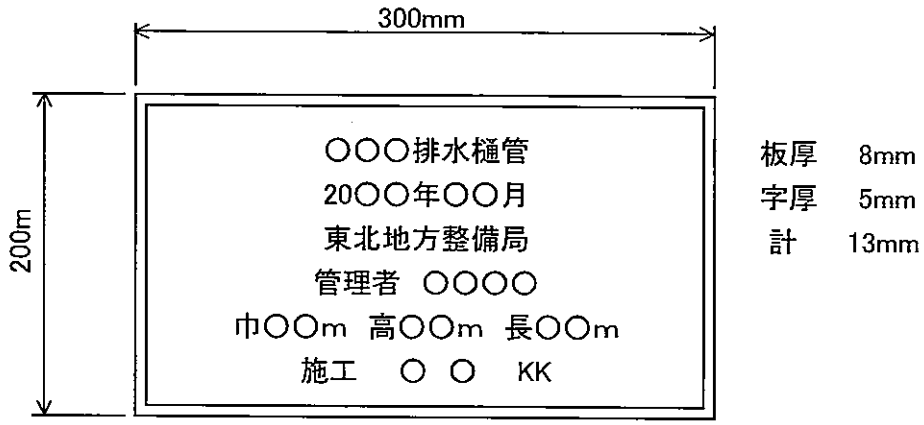


2．取付位置については、監督職員の承諾を得るものとする。

3．標示版の年月は完成月日とする。

１－３－２　水門、樋門、樋管

1．標示版の材質は、青銅鋳物を原則とし、寸法及び記載事項は下図のとおりとする。



2．取付位置については、監督職員の承諾を得るものとする。
3．標示版の年月は完成月日とする

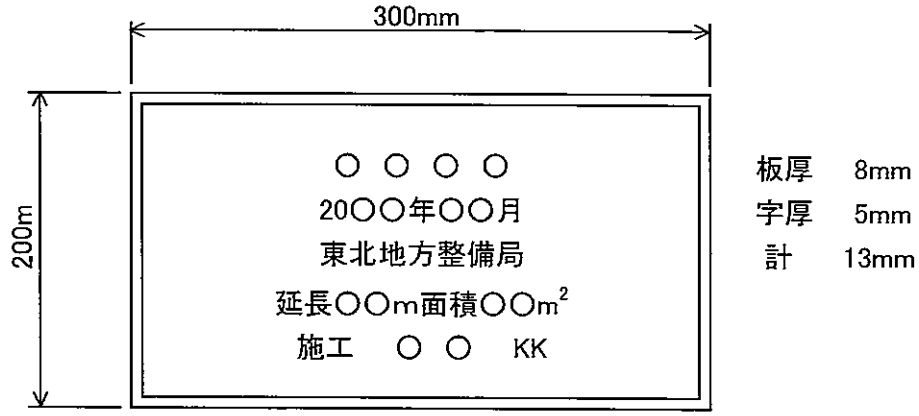
第７編　河川海岸編

第１章　総　　則

第１節　標示板

１－１－１　標示板

1．標示版の材質は、青銅鋳物を原則とし、寸法及び記載事項は下図のとおりとする。



2．取付位置については、監督職員の承諾を得るものとする。
3．標示版の年月は完成月日とする

第８編　砂　防　編

第１章　総　　則

第１節　仮量水標

１－１－１　水位の観測

1．請負者は施工に先立ち、施工箇所付近に仮量水標を設置し、施工期間中１日１回以上、水位の観測を行い、その記録を備えておかなければならない。
　なお、出水時等に、監督職員の指示する場合は毎時観測を行うものとする。
2．監督職員が指示した場合は、水位記録の一覧表又は、図表等にとりまとめ、これを提出しなければならない。

第２節　コンクリート堰堤

１－２－１　モルタル

1．敷モルタルの最小セメント使用量は530kg/cm³とする。

１－２－２　間　詰　工

１．地盤線等の変更による間詰工の形状変更は協議するものとする。

１－２－３　水抜暗渠工

１．水抜暗渠の架台については、コンクリート打込みによるヒューム管の移動、コンクリートの充填の不良を防ぐため、形鋼等を用いて設置するものとする。

第１０編　道　路　編

第１章　舗　　装

第１節　アスファルト舗装工

１－１－１　骨　　材

１．骨材の標準粒度範囲は次表を標準とする。

骨材の標準粒度範囲

混合物の種類		①粗粒度アスファルト混合物	②密粒度アスファルト混合物		③細粒度アスファルト混合物	④密粒度ギャップアスファルト混合物	⑤密粒度アスファルト混合物		⑥細粒度ギャップアスファルト混合物	⑦細粒度アスファルト混合物	⑧密粒度ギャップアスファルト混合物	⑨開粒度アスファルト混合物	細粒度ギャップアスファルト混合物	密粒度ギャップアスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物	
		(20)	(20)	(13)	(13)	(13)	(20F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13)	(20F)	(20F)	(20T)	(13T)
最大粒径(mm)		20	20	13	13	13	20	13	13	13	13	13	20	20	20	13
通過重量百分率(%)	26.5mm	100	100										100	100	100	
	19mm	95～100	95～100	100	100	100	95～100	100	100	100	100	100	95～100	95～100	95～100	
	13.2mm	70～90	75～90	95～100	95～100	95～100	75～95	95～100	95～100	95～100	95～100	95～100	80～95	70～80	75～95	95～100
	4.75mm	35～55	45～65	55～70	65～80	35～55	52～72		60～80	75～90	45～65	23～45	55～75	55～65	45～65	55～70
	2.36mm	20～35	35～50		50～65	30～45	40～60		45～65	65～80	30～45	15～30	45～65	45～55	30～50 [40～45]	35～50 [40～45]
	600μm	11～23	18～30		25～40	20～40	25～45		40～60	40～65	25～40	8～20	35～60	40～50	15～30	18～33
	300μm	5～16	10～21		12～27	15～30	16～33		20～45	20～45	20～40	4～15	20～45	18～42	8～21	10～23
	150μm	4～12	6～16		8～20	5～15	8～21		10～25	15～30	10～25	4～10	10～25	10～20	5～15	6～16
	75μm	2～7	4～8		4～10	4～10	6～11		8～13	8～15	8～12	2～7	8～15	9～13	4～7 [6.5～8]	5～8 [6.5～8]
アスファルト量(%)		4.5～6	5～7		6～8	4.5～6.5	6～8		6～8	7.5～9.5	5.5～7.5	3.5～5.5	6～7	5～6	4.5～6.5	5～7

※[豪雪地帯]

１－１－２　マーシャル安定度基準値

１．加熱アスファルト混合物は、次表に示す基準値に合格するものでなければならない。

マーシャル安定度試験基準値

混合物の種類		① 粗粒度 ｱｽﾌｧﾙﾄ 混合物	② 密粒度 ｱｽﾌｧﾙﾄ 混合物		③ 細粒度 ｱｽﾌｧﾙﾄ 混合物	④ 密粒度 ｷﾞｬｯﾌﾟ ｱｽﾌｧﾙﾄ 混合物	⑤ 密粒度 ｱｽﾌｧﾙﾄ 混合物		⑥ 細粒度 ｷﾞｬｯﾌﾟ ｱｽﾌｧﾙﾄ 混合物	⑦ 細粒度 ｱｽﾌｧﾙﾄ 混合物	⑧ 密粒度 ｷﾞｬｯﾌﾟ ｱｽﾌｧﾙﾄ 混合物	⑨ 開粒度 ｱｽﾌｧﾙﾄ 混合物	細粒度 ｷﾞｬｯﾌﾟ ｱｽﾌｧﾙﾄ 混合物	密粒度 ｷﾞｬｯﾌﾟ ｱｽﾌｧﾙﾄ 混合物	密粒度 ｱｽﾌｧﾙﾄ 混合物	
		(20)	(20)	(13)	(13)	(13)	(20F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13)	(20F)	(20F)	(20T)	(13T)
突固め回数（注）	C交通以上	75					50					75	50		75	50
	B交通以上	50										50			50	
空隙率（%）		3～7	3～6		3～7		3～5		2～5	3～5		—	3～6	3～7	3～6	
飽和度（%）		65～85	70～85		65～85		75～85		75～90	75～85		—	75～85	65～85	70～85	
安定度（kgf(kN)）		500 (4.90) 以上	500(4.90) [750(7.35)] 以上		500 (4.90) 以上				350 (3.43) 以上	500 (4.90) 以上	350 (3.43) 以上	500 (4.90) 以上			500 (4.90) [750 (7.35)] 以上	500 (4.90) 以上
フロー値（1/100cm）		20～40														

〔注〕（1）積雪寒冷地の場合や、C交通であっても流動によるわだち掘れの恐れが少ないところでは、50回とする。

（2）〔　〕内はC交通以上で突固め数回を75回の場合とする。

（3）水の影響を受けやすいと思われる混合物、又はそのような箇所に舗設される混合物は、次式で求めた残留安定度が75%以上であることが望ましい。残留安定度（%）＝（60℃）、48時間水浸後の安定度（kgf）／安定度（kgf）×100

１－１－３　動的安定度

密粒度アスコン20T及び13Tの動的安定度の目標値は、次表に示すとおりとする。

混合物の種類	密粒度アスコン20T	密粒度アスコン13T	密粒度アスコン20T（改質型）
動的安定度（回/mm）	700以上	500以上	3000以上

１－１－４　配合設計

１．請負者は、示方配合を満足するように配合された合成粒度の骨材に対し設計アスファルト量を次の方法に従って決定しなければならない。ただし、これまでの実績により加熱アスファルト混合物が基準値に合格することが明らかであり、監督職員が承諾した場合はマーシャル試験を省略することができる。

（１）示方アスファルト量を中心にして上下に0.5%きざみにアスファルト量をかえた５種類の混合物についてマーシャル試験用供試体を作製する。

（２）供試体の密度、安定度及びフロー値を測定し、空隙率と飽和度とを算出する。

（３）アスファルト量と密度、安定度、空隙率、飽和度、フロー値の関係を求め、次表に示す基準値をそれぞれ満足するアスファルト量範囲の中央値を設計アスファルト量とする。

一般地域でわだち掘れが大きくなると予想される場所では、中央値から下限値の範囲内で減らすことができる。交通量の少ない場所や積雪地域のすりへり作用の多い場所では、中央値から上限値の範囲内で増やすことができる。

１－１－５　締固め度

１．路肩の舗装が車道と同一構造で、車道と同時施工する場合は、車道の締固め密度に準ずるものとする。

第２節　ブロック舗装工

１－２－１　インターロッキングブロック舗装

１．請負者は、ブロックの目地が２～３㎜程度、敷設が常に目地ラインを真直ぐになるようにしなければならない。なお、サンドクッション材は、砂（細砂）を使用するものとする。

２．請負者は、インターロッキングブロックが平坦になるように路盤を転圧しなければならない。

第３節　踏掛版工

１－３－１　施　　工

１．踏掛版及び鉄筋で補強したコンクリート版の締固めは、フィニッシャーによる機械舗設の場合でもあらかじめ棒状バイブレーターにより締固めを行うものとする。

第４節　排水性舗装工

１－４－１　材　　料

１．排水性舗装工に使用する骨材の最大粒径は13㎜、排水性混合物の空隙率は17%程度、排水性混合物に用いるバインダーは、高粘度改質アスファルトとする。

２．排水性舗装工に使用する砕石の品質管理基準は、下記の通りとする。

砕　石　の　品　質

用途 ＼ 項目	表　層	
	配　合　案	備　　考
表乾比重	2.45以上	
吸水率(%)	3.0以下	
すり減り減量(%)	15以下	

１－４－２　排水性混合物の目標値

排水性舗装工に使用する排水性混合物の目標値は、下記の通りとする。

排水性混合物の目標値

項　　目	単　位	目　標　値	
		配 合 案	備　考
空隙率	%	17程度	
透水係数	cm/s	10^{-2}以上	
安定度	KN (kgf)	3.5 (350) 以上	
DS	回／mm	一般部　4,000以上	
		交差点　5,000以上	

第２章　鋼橋上部

第１節　橋梁現場塗装工

２－１－１　材　　料

１．塗料の色合せは原則として製造工場において行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、監督職員の承諾を得て現場調合を行うことができる。

２．請負者は、塗料には乾燥剤その他の添加物を加えてはならない。
ただし、やむを得ない場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

２－１－２　橋梁塗装塗替

１．塗装塗替は、別途塗装面積（㎡）計算書を作成し提出しなければならない。

第２節　床　版　工

２－２－１　床　版　工

１．床版コンクリートの打設順序、打設設備等は、施工計画書に記載しなければならない。

第３節　橋梁付属物工

２－３－１　伸縮装置工

１．請負者は、非排水装置に用いるシール材及びバックアップ材の種類は、監督職員の承諾を得るものとする。

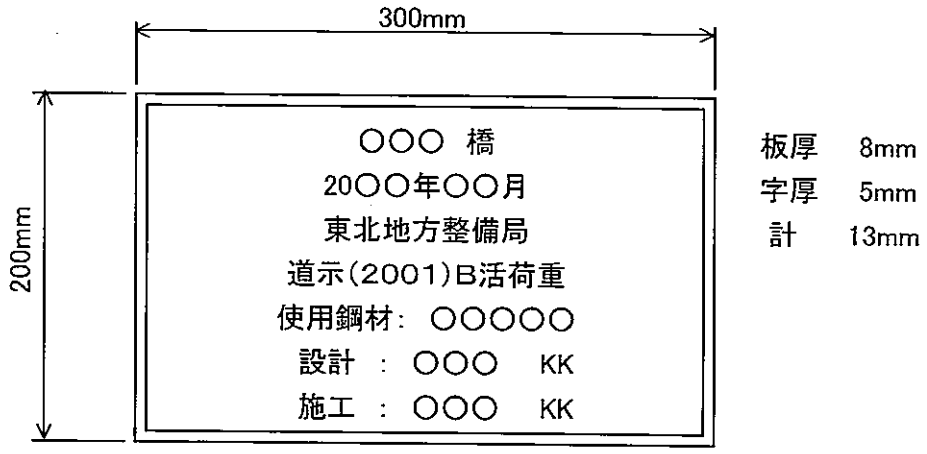
２－３－２　架設用付属物

１．請負者は、橋体部材に架設用付属等を添加する場合は、監督職員の承諾を得て製作しなければならない。

２－３－３　名版及び橋歴板

１．共通仕様書（土木工事共通仕様書）第10編、道路編４－７－９に示す橋歴板の作成に際し、寸法及び記載事項は、次図によらなければならない。

２．材質が数種になる場合については、主要鋼材の材質を標示するものとする。



第３章　コンクリート橋上部

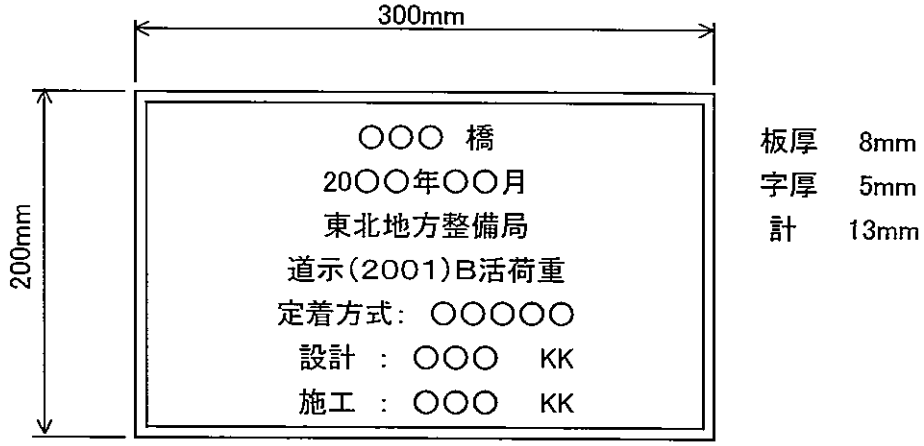
第１節　橋梁付属物工

３－１－１　伸縮装置工

１．請負者は、鋼製伸縮装置の製作においては、床版施工時期を考慮して伸縮量及び遊間量を計算し、仮付けを行わなければならない。

３－１－２　名版及び橋歴板

１．共通仕様書（土木工事共通仕様書）第10編、道路編５－12－８に示す橋歴板の作成に際し、寸法及び記載事項は、次図によらなければならない。



第４章　トンネル

第１節　掘　　削

４－１－１　掘削（ＮＡＴＭ）

ＮＡＴＭの掘削地山等級は、次頁の表のとおりとする。

第２節　支　保　工

４－２－１　支保工間隔

１．支保工間隔は地山の状況に応じ、多少変動しても所定区間における総本数に変更がなければ所定の建込間隔とみなすものとする。

４－２－２　ロックボルト

１．先打ちボルト（フォアパイリング）の穿孔角度等詳細については監督職員の承諾を得るものとする。

第３節　覆　　工

４－３－１　防水工

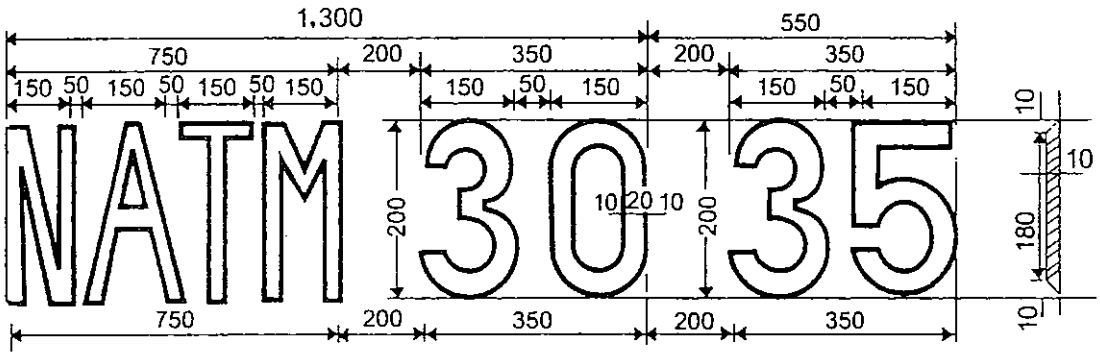
１．防水工の設置位置は、吹付けコンクリートと覆工の間の上下半の全周に設置するものとする。

第４節　その他の工事

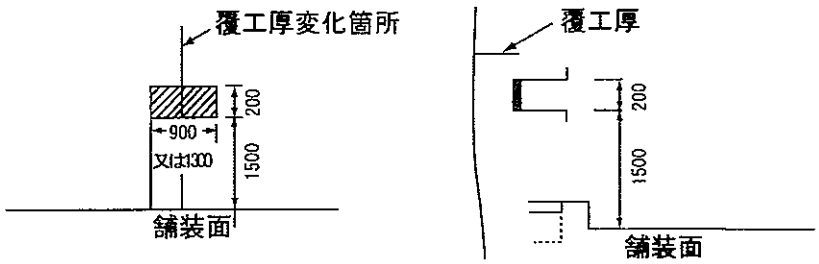
４－４－１　覆工厚の刻示

１．覆工厚の変化箇所には設計覆工厚を刻示するものとし、取付位置は起点より終点に向かって左側とし、設計図又は監督職員の指示により設置するものとする。刻示方法は次の図を標準とする。

ＮＡＴＭ工法



（取付け位置）



NATMの掘削地山等級

地山判定基準

地山等級	岩種	(1)弹性波速度(Vp km/s) 1.0 2.0 3.0 4.0 5.0 6.0	(2)地山強度比	(3)ボーリングコア コアの状態	RQD(%)	(4)地山状態 (地質調査の成果または掘削面の状態)	(5)観察 ハンマー打撃による割れ方	亀裂間隔(cm)	(6)掘削後の状態 切羽の自立性	内空変位量(mm)
A	a		—	コア採取率は概ね90%以上で完全な柱状を呈し、ほぼ20cm以上の長さを有する。細片は殆んど含まない状態のもの。	80以上	・岩質は非常に堅硬かつ新鮮なもので大塊状を呈し、割れ目がほとんどなく連続して安定している。 ・水による劣化はない。	ハンマーが跳ね返る。強く叩いてかろうじて割れ、新鮮な面で割れる。	100～50以上	・自立状態は非常に良く、長期にゆるむことはない。	微小
	b									
	c									
	d									
B	a		—	コア採取率は、概ね70%以上で大岩片状～短柱状～棒状を示し、コアの長さが概ね10～20cmであるが、5cm前後のものも見られる。	90～60	・岩質は新鮮で堅硬であるが割れ目は比較的少ない。 ・岩質はかなり堅硬であっても風化作用のため多少変質した傾向が認められる。 ・岩質は堅硬であるが層状をなす岩で層理あるいは片理が認められ、その面に沿って割れ易いもの。 ・水による劣化はない。	ハンマーで強く叩けば割れるが、殆どが亀裂あるいは節理等に沿って比較的大きく割れる。	70～30	・鏡面は自立、素堀面に局部的に肌落ちがみられるが、概ね安定。 ・局部的にゆるんだ個所は部分的に支保を要する地山。	微小
	b									
	c									
	d									
C I	a		—	コア採取率は、40～70%で亀裂が多く、また砕け易いために小さくなり、5cm以下の細片が多量に取れる状態のもの。原形復元困難一不可能。	70～20	・風化作用を受けて岩石に変質を起こしているもので、岩質が多少軟くなる。 ・岩質は比較的堅硬であっても亀裂が細く入っていて、その間隔には薄い粘土が挟在するもの。 ・層理の顕著な岩で非常に薄く割れ易いもの ・幅の狭い小断層を挟むもの。 ・水による劣化は少ない。	ハンマーで容易に割れる。亀裂面等に沿って比較的小片に割れ、むしろ亀裂以外の面では割ることが困難である。	50程度以下	・鏡面は自立する。 ・素堀面は発破後直ちにクラウン部に吹付けが必要となる地山。	50以下
	b									
	c									
	d_1		4以上							
	d_2								・鏡面は自立する。 ・素堀面は天端付近で肌落ちし、先受け支保工が必要となる地山。	
C II	a		—							
	b									
	c									
	d_1		4以上							
	d_2									
D I	a		4—2	コア採取率は低下し、概ね40%以下となることが多く、コアは細片状となるが、時には角礫混り砂状あるいは粘土状となるもの。	20程度以下	・著しい風化作用を受け、一部には既に土壌化した部分が見られ、中に多少硬い部分が残っている程度に軟質で脆いもの。 ・割れ目が極めて多いもので亀裂以外のいかなる部分からでも容易に削ることができるもの。 ・粘土化のあまり進んでいない破砕帯で、粘性土と細片状の岩片の混合した状態になって幾分硬い所も含まれているもの。 ・土砂・崖錐等。 ・水により鏡が軟弱化する場合はD_{II}。	ハンマーで容易に崩れる。岩は脆く、指先で容易に割れる。	—	・鏡面、素堀面とも肌落ちが著しい場合と側方からの若干の押し出しがある場合がある。 ・先受け支保工および早期の山留めが必要な地山。	60以下
	b									
	c									
	d_1									
	d_2									
	e		2以上							
D II	a		2—1				ハンマーのわずかな打撃によって崩れる。ハンマーの先が突き刺さる。	—	・鏡面は肌落ちが著しい。 ・素堀面は側方からの押し出しがある。	200以下
	b									
	c									
	d_1									
	d_2									
	e									
E	a		1以下	—	—	・著しい偏圧・周圧を伴うような、かなり幅を有する粘土化が著しい断層、破砕帯や大きな崖錐地帯等。 ・水による劣化が著しく軟弱化を生ずる。		—	・鏡面は押し出しを生じ、顕著なものは崩壊する。 ・素堀面は周圧的な押し出しを生ずる。	400以下
	b									
	c									
	d_1									
	d_2									
	e									

(注) 1. 岩種 a:変成岩(千枚岩、石墨片岩、珪質石墨片岩、石英片岩、緑色片岩、片麻岩、蛇紋岩、ホルンフェルス等)深成岩(斑れい岩、橄欖岩等)
b:古生層および中生層(粘板岩、砂岩及び礫岩、硬砂岩、石灰岩、珪岩、輝緑凝灰岩等)
c:火山岩(石英粗面岩、安山岩、玄武岩等)
脈岩(花崗斑岩、石英斑岩、輝緑岩等)
深成岩(花崗岩、閃緑岩等)
d:第三紀層および下部洪積層(泥岩、頁岩、珪質頁岩、砂岩及び礫岩、凝灰岩、凝灰角礫岩等)
ただし、新鮮な岩石資料の一軸圧縮強度(qu)200kgf/cm^{2}を基準として、d_1・d_2に細分する。
d_1:qu≧200kgf/cm^2　　d_2:qu≧200kgf/cm^2
e:上部洪積層(ロームおよび粘土、火山破屑物)、洪積層(崖錐、表土等)
2. ボーリングコアの状態、RQD、亀裂間隔は、岩種a・b・c・d_1に運用する。

第5節　矢板工法

4－5－1　掘　　削（矢板工法）

矢板工法の掘削岩質分類は、表のとおりとする。

岩　　質　　判　　定　　基　　準				
契約区分	地　　質　　状　　態	ボーリングコアの状態	ハンマーの打撃による岩の割れ方	キレツの間隔及び状態
A	(1)　岩質はかなり堅硬かつ新鮮なもので大塊状を呈し、層相変化が少なく、割れ目がほとんどないもの。	コア採取率は概ね90%以上で完全な柱状を呈し、細片は殆んど含まない状態のもの。	ハンマーがはね返る。強くたたくとかろうじて新鮮な面で割れる。	50cm 少ない。 あっても密着
B	(1)　岩質は非常に堅硬なものであっても風化作用のため、変質した傾向がみられるもの、キレツには粘性土をはさまない。 (2)　岩質は堅硬であるが厚い層状をなす岩で層理あるいは片理が認められ、その面に沿って割れ易いもの。	コア採取率は概ね70%以上で完全な柱状を示さないものを有し、多少の細片を含む。コアの大半がほぼ5cm以上のものが取れる状態のもの。	ハンマーで強くたたけば割れるが、ほとんどがキレツあるいは節理などに沿って比較的大きく割れる。	10～50cm 開口のこともあるがキレツ面に粘土をはさまない。
C	(1)　風化作用を受けて岩石に変質をおこしているもの。 (2)　岩質は比較的堅硬であってもキレツが多く小塊状を呈しているもの。キレツに薄い粘性土をはさむ。 (3)　層理や片理の顕著な岩で、非常に薄く割れ易い性質のもの。	コア採取率は概ね40～70%で、キレツが多く、またくだけ易いために小さくなり5cm以下の細片が多量に取れる状態のもの。岩石区分c，dのものではコア採取率100%の柱状コアがとれる。	ハンマーで容易に割れる。比較的キレツ面などに沿って小片に割れ、むしろキレツ以外の面で割れることが困難である。	2～10cm キレツ面に粘土をはさむことが多い。
D	(1)　著しい風化変質作用を受け、中には多少硬い部分も残っているが、一部はすでに土壌化した部分がみられるもの。割れ目が極めて多いものでキレツ以外の部分からでも容易に割ることができる程度のもの。 (2)　粘土化のあまり進んでいない破砕帯で、粘性土と細片状の岩片の混合した状態になっている時にはいくぶん硬いところも含まれているもの。 (3)　土砂、崖錐地帯など。	コア採取率は低下し、概ね40%以下となることが多く、コアは細片となるが、時には角礫混り砂状あるいは粘土状となるもの。	ハンマーで容易に崩れる。岩はもろく、指先で容易に割れる。キレツ面以外でも容易に割ることができる。	キレツの存在がはっきりしなくなる。
E	(1)　著しい偏圧を受けるような、かなり幅を有する断層破砕帯や大きな崖錐地帯など。	粘性土でなければコアの採取は困難である。		

第５章　道路維持

第１節　セメントコンクリート舗装補修

５－１－１　再　注　入

再注入を行う場合、注入孔は前回とは別途に削孔し行うものとする。

また、注入後のタワミ量を測定し、結果を監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

第２節　アスファルト舗装補修

５－２－１　打　換　工

１．アスファルト舗装版撤去は、カッターにて切断し、施工範囲外の舗装版等を損傷してはならない。

２．隅角部、縁部の締固めは、特に入念に行わなければならない。

３．車道打換等によって生じる段差の擦付について、横断方向（車の進行方向）の段差は５％以内の勾配で日々行い、交通開放しなければならない。なお、縦断方向（道路中央線方向）の段差は原則としてつくってはならない。

第３節　路肩及び法面

５－３－１　除草一般

１．請負者は、除草中又は跡片付け中に法面に陥没・亀裂等の異常を発見した場合は、速やかに監督職員に報告しなければならない。

２．請負者は、除草に先立ち、竹・雑木等の伐採を行うとともに、空缶等の異物を除去する等の清掃を行うものとする。

３．請負者は、刈り取った草が路面に飛散する恐れのある中央分離帯・路肩等ではその日のうちに、又、のり面では速やかに片付けなければならない。

第４節　植　　栽

５－４－１　植　栽　工

１．植栽樹木等が工事完了引渡し後、１年以内に枯死又は形姿不良となった場合には、当初植栽した樹木等と同等、又はそれ以上の規格のものに植替えるものとする。

２．植栽等の形姿不良とは、枯死が樹冠部の２／３以上となったもの、及び通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね１／３以上の主幹が枯れたものとする。この場合枯死の判定については、確実に前記同様の状態となることが想定されるものも含むものとする。

３．枯死、又は形姿不良の判定は、発注者と請負者が立会の上行うものとし、植替え時期については、発注者と協議するものとする。

４．暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動等の天災により流失、折損、倒木した場合にはこの限りではない。

第５節　災害応急処置

５－５－１　災害応急処置

１．施工計画書に災害発生時の対策を記載しなければならない。又、災害が発生した場合の処置については、監督職員の指示によらなければならない。

２．応急復旧作業は、箇所毎に黒板等に着工前、完成後、作業日時、場所等を記載して、写真撮影を行わなければならない。

３．土砂等の撤去は、路面及び構造物に損傷を与えないよう現場の状況に応じた施工をしなければならない。